

○議長 赤嶺奈津江さん これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ会議システムに保存してありますのでご確認ください。

開議（午前10時01分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって6番 大城雅史議員、7番 岡崎 晋議員を指名します。

日程第2. 議長諸般の報告

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第2. 議長諸般の報告を行います。町長からの追加議案として、議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命についての1件と、議員からは議員提出案件として、発議第1号、第2号の2件、陳情（令和6年）第17号、第18号、第21号と陳情第3号の4件、意見書第1号、第2号の2件の提出があります。また、各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書、陳情審査報告書及び閉会中の継続審査の申し出が提出されております。次に決議第2号 閉会中の議員派遣についても議事日程のとおりそれぞれ後刻議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

日程第3. 議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第3. 議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 おはようございます。議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月12日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月21日にまとめと採決を行いました。国保資料別紙1、2の提出がありました。資料1では、令和6年度現行税率と、令和7年度標準保険税率との比較となり、今回の改正案は均等割のみの改正になると説明がありました。資

料2では、改正後のモデルスタイルによる試算となり、増額分の説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。次に、議案第9号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第9号 南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4. 議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第4. 議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月12日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月21日にまとめと採決を行いました。実施予定園は認可私立保育園のマイフレンズ保育園とよなは第2保育園と公立保育園の宮平保育所の3園で、利用は月10時間との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第10号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第10号 南風原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5. 議案第11号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第5. 議案第11号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第11号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月12日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月21日にまとめと採決を行いました。公立保育園の給食費等が増額となる改正で、認可保育園については各園に任せていると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第11号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第11号 南風原町特定

教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6. 議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第6. 議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月12日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月21日にまとめと採決を行いました。小規模保育事業の連携要件が緩和されると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第12号 南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7. 議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第7. 議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月12日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月21日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第13号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第13号 南風原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8. 議案第14号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第8. 議案第14号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第14号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月21日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第14号 南風原町職員の給与に関する条例及び南風原町職員の定年年齢引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9. 議案第16号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第9. 議案第16号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第16号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改

正する条例 審査の経過 本案は、3月4日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月11日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月21日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第16号 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時20分）

再開（午前10時20分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

日程第10. 議案第20号 令和7年度南風原町一般会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第10. 議案第20号 令和7年度南風原町一般会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第20号 令和7年度南風原町一般会計予算 審査の経過 本案は、3月5日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月11日に総務部総務課、企画財政課、税務課、住民環境課、3月12日に民生部こども課、保健福祉課、国保年金課の審査を行いました。3月14日に連合審査会を開き、経済教育常任委員会より審査報告を受けまとめを行い、3月21日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手多数で原

案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時21分）

再開（午前10時23分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 それでは報告事項を申し上げます。1点目、教育部教育総務課。予算書50ページ、歳入20款。諸収入、5項。雑入、3目。学校給食収入、1節。現年分、学校給食費保護者等負担金2億8,908万6,000円、幼稚園及び小学校において給食費の改定により増額した分は、令和7年度において物価高騰対応重点支援交付金を活用して補助を行い、保護者負担は令和6年度と同様の金額になると説明がありました。また中学校は、県の補助事業である学校給食費無償化支援事業補助金により改定後の金額から半額補助された金額が保護者負担となると説明がありました。2点目、総務部企画財政課。予算書64ページ、歳出2款。総務費、1項。総務管理費、14目。電子計算費、12節。公共施設管理システム構築委託料、公共施設の予約管理システム導入により、施設の空き状況や予約、施錠、開錠、支払いのオンライン化ができると説明がありました。3点目、民生部こども課。予算書92ページ、歳出3款。民生費、2項。児童福祉費、1目。児童福祉総務費、19節。児童手当費14億2,182万円、令和6年10月分より児童手当の改正があり、支給対象が中学校年代から高校生年代までになるなどの支給対象の拡充による増額であると説明がありました。4点目、民生部国保年金課。予算書104ページ、歳出4款。衛生費、1項。保健衛生費、1目。保健衛生総務費、12節。産後ケア委託料、産後ケアの回数を2回から5回へ増となり、宿泊も2回可能となった。委託施設も7施設から13施設へ増える予定であると説明がありました。5点目、民生部国保年金課。予算書105ページ、歳出4款。衛生費、1項。保健衛生費、2目。予防費、12節。予防接種医師委託料、令和7年度より新規の定期予防接種として帯状疱疹ワクチン接種が行われる。対象者は65歳になる方、60歳から64歳の方で特定の病気にかかっている方が対象となり、令和7年度から5年間の経過措置があると説明がありました。6点目、経済建設部産業振興課。予算書120ページ、歳出7款。商工費、1項。商工費、1目。商工振興費、18節。物価高騰生活者支援事業補助金（重点支援交付金）1億1,358万7,000円、物価高騰生活者支援事業補助金（重点支援交付金）について、商品券は町内の事業所のみで利用が可能であること。また、商品券の印刷な

どは町内事業者が担っていることから、町内経済の活性化にもつながると説明がありました。7点目、総務部総務課。予算書177ページ、給与費明細書、人事院勧告等に伴い人件費が増額となる。今後も見込まれる費用のため注視していくと説明がありました。8点目、経済建設部都市整備課。予算書185ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、また支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書、黄金森公園整備事業、事業者選定のアドバイザリー業務について、用地購入及び物件補償について交渉を継続的に行っているが、地権者との価格での折り合いがついておらず、用地購入の契約が行えていない状況であったため、アドバイザリー業務の発注は時期尚早と判断し、令和7年度は計上を行っていないと説明がありました。また、今後も粘り強く交渉を行っていくと説明がありました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第20号 令和7年度南風原町一般会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11. 議案第21号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第11. 議案第21号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第21号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月12日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月21日にまとめと採決を行いました。令和5年度の被保険者数は3,600人、令和7年1月末時点の被保険者数は3,820人との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

令和7年度の被保険者数は県の示した推計では8,186人である。税改正により国民健康保険税は3,767万2,000円、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は1,821万4,000円増額となり、法定外繰入金が前年比で4,704万1,000円減額すると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第21号 令和7年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12. 議案第22号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第12. 議案第22号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 議案第22号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、3月12日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、3月21日にまとめと採決を行いました。令和5年度の被保険者数は3,600人、令和7年1月末時点の被保険者数は3,820人との説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第22号 令和7年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時34分）

再開（午前10時35分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

日程第13. 議案第23号 令和7年度南風原町下水道事業会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第13. 議案第23号 令和7年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第23号 令和7年度南風原町下水道事業会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月18日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。汚水処理人口普及率について、令和5年度末で総人口に対し2万8,374人、69.7%の汚水処理が完了していると説明がありました。また、令和7年度の汚水整備工事は主に地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用し、照屋、喜屋武の2地区の面整備を計画しており、今後の汚水整備工事の際は別で行っている照屋地区の雨水工事と連携を図り、住民の生活に影響が少ないよう進めていくと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、举手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対

する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより議案第23号 令和7年度南風原町下水道事業会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14. 議案第24号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第14. 議案第24号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 それでは報告いたします。議案第24号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算 審査の経過 本案は、3月6日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。3月18日に担当部長、課長、職員の出席を求めて審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。執行部から本会議にてあった3点の質疑について、まず1点目の保留地の処分率については全体の47%、面積としては39.8%となっていること。また、保留地を除いた換地の筆数約84%で、個人の使用が可能な土地になっていると説明がありました。続いて2点目、一般会計からの繰入金の当初からの推移については、当初事業計画では平成6年度から平成16年度の計画で、町の単独費の繰入れは約14億7,000万円となっていたが、最新の令和5年の事業認可の資金計画では、総事業費約305億円のうち、町単独費として約52億7,000万円となっており、これまで繰入れた一般財源の実績は、人件費等を差し引いて約39億円になると説明がありました。最後に3点目、土地区画整理事業債について、現在の資金計画での起債は約33億5,000万円で、現在までの起債の借入額の実

績は約28億1,700万円となっており、残額として約5億3,400万円程度がまだ使用していない起債となっていると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 それでは質疑させていただきたいと思います。本会議で質疑した内容について報告に盛り込んでいただきました。ありがとうございます。今、報告のあった中で分かったこと、また報告以外でも確認したか聞きたいんですけども、報告にもあるとおり、この区画整理事業は当初平成6年から16年、10年間で完成する予定だったのが、手元に平成30年付のパンフレットがありますけれども、5回の変更がこれまで行われて、直近では6回目の変更が令和5年に行われたと。その中で総事業費が305億円までなっています。このパンフレットで296億円です。約5年間でまた14億円増えている形になりますけれども、当初本会議で聞いたのは、この区画整理事業が10年から、今30年に長引いている。さらに35年、40年と長引いていくにつれて事業費がどんどん増えていかないかという趣旨で本会議で質疑をさせていただきました。そういう中で今報告にあったとおり、町の単独費だけでも現在52億円の計画になっていると。このパンフレットでは33億円となっているわけです。委員会のほうではそのあたり、この事業の経過によってどれだけ事業費が膨らんできたかとか。今回の予算がどのような経過を経てこの予算になっているのか。そのあたりの質疑であったり、審査のほうがなされたのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

○議長 赤嶺奈津江さん 石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 それではお答えいたします。本会議で質疑のあった部分については、委員会の中で確認をいたしました。今、議員がおっしゃる具体的な中身については委員会のほうでは当初予算審議の内容については質疑がありましたけれども、この部分についての質疑のほうはございませんでした。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん 13番 照屋仁士議員。

○13番 照屋仁士君 これは新年度予算の審議ですので、私としてはこの予算、今年度については異議はないんですけども、ぜひ委員会のほうでもこういった経過を踏まえた審議をこれからもお願いをしたいなと

いうふうに思います。あと議長、よろしければ休憩をお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時44分）

再開（午前10時45分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第24号 令和7年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15. 議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第15. 議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 赤嶺正之君 おはようございます。議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命について 南風原町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。記 氏名 松本美奈子、住所や生年月日は表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、上記の者は、南風原町教育委員会の委員として適任であると思慮し提案いたします。なお、次のページに履歴書を添付してございますので、ご参照ください。慎重なご審議の上、同意を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

○議長 赤嶺奈津江さん これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって議案第30号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第30号 南風原町教育委員会委員の任命についてを採決します。本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、同意することに決定しました。

日程第16. 発議第1号 南風原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第16. 発議第1号 南風原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず提出者から提案理由の説明を求めます。2番 大城重太議員。

○2番 大城重太君 それでは読み上げて提案いたします。発議第1号。令和7年3月28日。南風原町議會議長 赤嶺奈津江様。提出者 南風原町議會議員 大城重太、賛成者 南風原町議會議員 大城雅史、石垣大志、大城勇太、玉城陽平、照屋仁士、知念富信。南風原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び南風原町議会議規則第14条第2項の規定により提出します。皆様は条例の概要をご覧ください。発議第1号 資料1 条例の概要、題名 南風原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 1 提案理由 ①刑法等の一部を改正する法律及び、②情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためにデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例において当該改正箇所を引用している条項及び所要の整備を行う必要があるため提案する。2 内容 ①の懲役刑及び禁固刑が廃止され、条例中の懲役を拘禁刑に改める。②の法律の一部改正に対応して、条例中で引用している条文の項目番号を改め、所要の整備を行う。3 施行期日等 ①の規定は、令和7年6月1日から施行する。②の規定

は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分を除く。）及び第12条第5項の改正規定「及び第29条」を削る部分を除く。）は、令和7年4月1日から施行する。4 経過措置、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。以上が発議第1号に関する概要となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもつて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって発議第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議第1号 南風原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 発議第2号 南風原町議会基本条例の一部を改正する条例

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第17. 発議第2号 南風原町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず提出者から提案理由の説明を求めます。1番 玉城陽平議員。

○1番 玉城陽平君 それでは読み上げて提案いたします。発議第2号。令和7年3月28日。南風原町議會議長 赤嶺奈津江様。提出者 南風原町議會議員 玉城陽平、賛成者 南風原町議會議員 西銘多紀子、石垣大志、大城勇太、大城雅史、照屋仁士、知念富信、浦崎みゆき。南風原町議会基本条例の一部を改正する条例 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び南風原町議会議規則第14条第2項の規定により

提出します。提案理由 議会活性化調査特別委員会による本条例の検証の結果により、議会改革及び議会機能の充実強化を図るため、大規模災害等の緊急事態に議会が行う対応を新たに規定することから、本条例の所要の改正を行う必要があるため提案する。皆様は新旧対照表をご覧ください。南風原町議会基本条例の一部を改正する条例 南風原町議会基本条例（平成25年南風原町条例第38号）の一部を次のように改正する。目次中「第8章 議員の政治倫理（第25条）」を「第8章 議員の政治倫理（第25条） 第9章 災害時の対応（第26条）」に、「第9章」を「第10章」に、「26条」を「27条」に、「28条」を「29条」に改める。第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。第9章 災害時の対応（災害時の対策） 第26条 議会としての災害対応は、あらゆる災害において町長の招集等に応じて議会の機能的活動が図られるよう、努めるものとする。第2項 議長は、南風原町災害対策本部が提供する災害情報を一元管理し、議員へ周知するものとする。第3項 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立するものとする。第4項 議員は、いかなる災害においても、可能な範囲で、各地域における災害対応に積極的に従事するものとする。附則 この条例は、公布の日から施行する。以上が発議第2号に関する概要となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって発議第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから発議第2号 南風原町議会基本条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前10時58分）

再開（午前11時08分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

次の日程に入る前に、先ほど総務民生常任委員長から報告がありました議案第20号 令和7年度南風原町一般会計予算の委員長報告の中で、委員会審査の採決の結果、「挙手多数」という発言がありましたが、「挙手全員」で可決した旨の訂正がありましたので、発言訂正を許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認め、これを許可することに決定しました。

日程に戻ります。

日程第18. 陳情（令和6年）第17号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第18. 陳情（令和6年）第17号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情についてを議題とします。まず本件に関し総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情（令和6年）第17号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情 審査の経過 本件は昨年12月10日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では12月13日に陳情団体である全日本年金者組合沖縄県本部より2人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、3月21日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど岡崎晋議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和6年）第17号についての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討

論を終わります。これより陳情（令和6年）第17号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択あります。本件は委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時11分）

再開（午前11時12分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

日程第19. 意見書第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第19. 意見書第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。7番 岡崎晋議員。

○7番 岡崎晋君 それでは読み上げて提案いたします。意見書第1号。令和7年3月28日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議會議員 岡崎晋、賛成者 南風原町議會議員 大城雅史、玉城陽平、西銘多紀子、大城勇太、照屋仁士、浦崎みゆき。加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり南風原町議会規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書 70歳以上の高齢者の半数は、加齢性難聴と推定されています。難聴になると家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、人との会話や人と会う機会が減ってしまうことが少なくありません。加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になり、最近では認知症やうつ病になる傾向が強いと専門家も指摘しています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにしてくれるのが補聴器です日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないといわれていますが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて極めて低く、補聴器の普及は諸外国と比べても進んでいるとは言えません。日本補聴器工業会が行ったジャパントラッ

ク2022調査報告では、難聴の人の補聴器所有率は日本で15%、デンマーク55%、イギリス53%、フランス46%、ドイツ41%などと比較して日本が極端に低い補聴器所有率となっています。この背景には、日本では補聴器の価格が片耳当たり概ね20万から50万円と高額で、保険適用がないため全額自己負担となっていることもあります。身体障がい者であるとされる高度・重度難聴者の場合は、補装具費支給制度により負担が軽減され、中等度以下の場合は購入後に医療費控除が受けられます。しかし、その対象者は僅かで、該当しない多くの人は自費で購入しています。特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。欧米ではすでに確立している補聴器購入に対する公的補助制度が、日本では整備されていません。先の通常国会では「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が全会一致で成立しました。認知症の人が個性や尊厳を保障されて、希望をもって暮らせる社会づくりへの重要な一步です。岸田前首相は「高齢者やご家族の皆様にとって切実な課題である認知症への対応については、政府を挙げて、そして国を挙げて、先送りせず、挑戦していくべき重要な課題」（2023年6月21日の記者会見）と述べています。以上の趣旨をご理解いただき、下記の事項について求めます。

記、1. 加齢による難聴者の補聴器購入に対する国の補助制度を創設すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和7年（2025年）3月28日。沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第1号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第1号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書についてを採決します。本案について、可決

することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20. 陳情（令和6年）第18号 令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第20. 陳情（令和6年）第18号 令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）を議題とします。まず本件に関し総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情（令和6年）第18号 令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情） 審査の経過 本件は昨年12月10日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では12月13日に陳情団体である沖縄県社会福祉施策予算対策協議会より2人の説明者を招き、陳情の趣旨説明を受け、3月21日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和6年）第18号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情（令和6年）第18号 令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について（陳情）を採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長の報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

日程第21. 陳情（令和6年）第21号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第21. 陳情（令和6年）第21号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを議題とします。まず本件に関し総務民生常任委員長の報告を求めます。大城雅史総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長 大城雅史君 陳情（令和6年）第21号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書 審査の経過 本件は3月4日に当委員会に付託されましたものであります。当委員会では3月21日に委員会を開き、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情（令和6年）第21号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情（令和6年）第21号 南風原町法人立保育園園長会からの陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

日程第22. 陳情第3号 国の財源による給食の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治地体が協力して無償化実現をめざす陳情

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第21. 陳情第3号 国の財源による給食の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治地体が協力して無償化実現をめざす陳情についてを議題とします。まず本件に関し経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

○経済教育常任委員長 石垣大志君 陳情第3号 国の財源による給食の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治地体が協力して無償化実現をめざす陳情 審査の経過 本件は3月4日に当委員会に付託されたものであります

す。3月13日に委員会を開き審査を行い、同日採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。措置に関しましては、後ほど伊佐園恵議員より意見書を提出いたします。以上です。

○議長 赤嶺奈津江さん これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第3号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第3号 国の財源による給食の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治地体が協力して無償化実現をめざす陳情についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって委員長報告のとおり、本件は採択することに決定しました。

日程第23. 意見書第2号 国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第23. 意見書第2号 国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書についてを議題とします。まず本案に関し、提出者から趣旨説明を求めます。5番 伊佐園恵議員。

○5番 伊佐園恵さん それでは読み上げて提案いたします。意見書第2号。令和7年3月28日。南風原町議会議長 赤嶺奈津江殿。提出者 南風原町議会議員伊佐園恵、賛成者 南風原町議会議員 石垣大志、大城重太、當眞嗣春、大宜見洋文、金城憲治、知念富信。国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書 上記の意見書を別紙のとおり南風原町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書 自民党が2023年2月に「小中学校での給食費の無償化」を含む少子化対策をまとめたこととあわせて、政府は同年3月に「小中学校での給食費の無償化」の具体的な議論を開始しました。2024年の総選挙では、給食費の保護者負担の軽減(自民党)、学校給食の(略)課題を整理し負担軽減など自治体のとりくみを後押し

(公明)を公約に掲げています。野党の立場でも立憲・維新・国民・共産も給食費の無償化を訴えています。沖縄県内においても、玉城知事が給食費無償化を目指しています。また市長会においても知事に対して完全無償化を要請しています。那覇市・沖縄市・うるま市・浦添市・宜野湾市・豊見城市など多くの議会が給食費無償化をもとめています。2023年9月1日現在、自治体独自の無償化を実施していた自治体は、1,794自治体中722自治体にのぼります。うち547自治体が給食を実施するすべての小中学校の児童生徒を対象に無償化を実施、全自治体の約30%にのぼります。722自治体中652自治体が給食無償化の目的として、子育て支援を掲げています。子どもの貧困に関する内閣府の調査では、沖縄県の相対的貧困率は29.9%、全国平均の2.2倍との結果が報告されています。さらに、1人あたりの県民所得は全国最下位となっています。よって、子どもたちの健やかな成長のためにも、国の財源による給食費の無償化制度を求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年(2025年)3月28日。沖縄県島尻郡南風原町議会議長 赤嶺奈津江。提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣。

○議長 赤嶺奈津江さん これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書第2号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって意見書第2号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから意見書第2号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 赤嶺奈津江さん 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これより意見書第2号 国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書についてを採決します。本案について、可決することに賛成する方は起立を求めます。

(起立全員)

○議長 赤嶺奈津江さん 起立全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24. 陳情第4号 訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見提出の陳情(閉会中の継続審査の申し出について)

閉会（午前11時35分）

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第24. 陳情第4号 訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見提出の陳情について、総務民生常任委員長から委員会の審査について、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第25. 決議第2号 閉会中の議員派遣について

○議長 赤嶺奈津江さん 日程第25. 決議第2号 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定ことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって閉会中の議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会において議案及び意見書等が議決されました。その条項、字句、数字、その他の整理をするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 赤嶺奈津江さん 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 赤嶺奈津江さん 休憩します。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時35分）

○議長 赤嶺奈津江さん 再開します。

○議長 赤嶺奈津江さん 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和7年第1回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。